

特定非営利活動法人 ウェル・クラフト 2022年度 臨時総会議事録

1. 日 時：2022年4月9日（土） 14：00～15：40
2. 場 所：オンライン会議システムによる開催
3. 出 席：正会員総数：17名
出席者数：14名
(うち、オンライン参加者：4名、書面表決者：3名、表決委任者：7名)
賛助会員出席者数：0名
4. 審議事項：第1号議案 事業所開設の報告と今後の方針
第2号議案 役員を選任と定数
第3号議案 役員報酬
第4号議案 定款の変更
第5号議案 確定申告、市民税・府民税について

5. 議長及び議事録署名人の選出

理事長は、開会宣言、あいさつを行い、本日の総会が正会員総数の3分の1以上の出席で有効に成立していることを報告した。

議事に先立ち、議長を選任について諮ったところ、満場一致をもって河前雄也氏を議長に選任した。また、本日の議事をまとめるにあたり、議事録署名人2名を選任することを諮り、平野功氏、中村里美氏、を選任することについて全員異議なく承認し、総会の議事に入った。

6. 議事の経過の概要及び議決の結果

第1号議案 事業所開設の報告と今後の方針について提案・審議したところ全員異議なく承認した。

すでに活動しているNPO法人麗山の就労支援B型事業所風音を引き継ぐ形で、ウェル・クラフトとして事業所を開設する計画を進めてきたが、以前報告した通り風音の建物が耐震性を満たしてないため、そのままでは新規の開設ができないことが判明した。そのため、風音近辺で新たに新耐震基準を満たした現状と同程度の物件（場所、広さ、環境、賃料など）を捜しているものの、残念ながら見つかってはいない。そこで、新しい物件が見つかるまで、現在NPO法人なごみからお借りしている工房等を法人・事業所（仮称：竹田事務所）として正式に賃貸

し、風音の場所は作業所（仮称：太秦作業所）として引き続き麗山に確保していただいて、そこへ新しい事業所から施設外就労で通ってもらうという形で、就労支援B型事業所（名称：のつつ）を5月1日に開設する。変則的だが、当面は利用者の方はこれまでとほぼ同じ状態で就労できることになる。できるだけ竹田事務所でも就労支援を行う。

並行して、耐震基準を満たし利用者全員が就労できる事業所を確保するため新しい物件を捜していく。賃貸や建て貸しを中心に捜し、必要があれば購入についても検討する。

中村：最初の計画から大幅に変わってしまったが、取りあえず一步を踏み出すことができた。ウェル・クラフトとしてやるのが力になる。できるだけ早く移転先を見つけない。物件情報が欲しい。

平野：建て貸しで契約できるとありがたい。斡旋している不動産屋もある。

上野：貸す側も資産運用になるので、うまくマッチングすればよいのに。

第2号議案 役員の選任と定数について提案・審議したところ全員異議なく承認した。これまで総会において理事長、副理事長、理事、監事の役員を選任してきたが、定款上は総会で理事及び監事を選任し、理事長及び副理事長は、理事の互選となっている。

今後は理事長、副理事長を候補として紹介することはあっても、総会では理事及び監事としての選任を行うものとする。

また、これまでの活動に就労支援B型事業所の運営が加わるため、事業所の長も理事長として活動できるように、理事長の人数を1人から1人～2人に変更する。

第3号議案 役員の報酬について提案・審議したところ全員異議なく承認した。

理事長職の者が就労支援B型事業所で働く場合、他の職員と同じように給与を支払うことができないため、その分を役員の報酬として支払うこととする。

また、報酬について定めた役員報酬規程を別紙のように改正する。

平野：報酬額については理事会で決定する規程になっている。

第4号議案 定款の変更について提案・審議したところ全員異議なく承認した。

新しい事業所を開設するため主たる事務所の所在地を変更する。

これまでの活動に就労支援B型事業所の運営が加わるため、事業所の長も理事長として活動できるように、理事長の人数を1人から1人～2人に変更する。

平野：主たる事業所の移転は2022年5月1日とする。

変更前	変更後
<p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市<u>南区西九条大国町37番地14</u>に置く。</p> <p>(種別及び定数) 第12条 この法人に次の役員を置く。 (1) 理事 3人～8人 (2) 監事 1人～2人 2 理事のうち、<u>1人</u>を理事長、1～2人を副理事長とする。</p>	<p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市<u>伏見区竹田中川原町454番地</u>に置く。</p> <p>(種別及び定数) 第12条 この法人に次の役員を置く。 (1) 理事 3人～8人 (2) 監事 1人～2人 2 理事のうち、<u>1人～2人</u>を理事長、<u>1人</u>～2人を副理事長とする。</p>

第5号議案 確定申告、市民税・府民税について提案・審議したところ全員異議なく承認した。

NPO法人でも製造業、販売業等の収益事業を行う場合は課税されることが分かり、過去の分を含め確定申告を行った。その結果、どの年度も収益より経費が多く、税金を納める必要はなかった。

しかし、それとは別に市民税・府民税として収益事業を行っているだけで市民税は5万円、府民税は2万円を納めなければならないことが分かった。2021年度までだと6年分、合計42万円の支払が必要になっており、事業所開設に伴う借入金より支払うものとする。

平野：今後の製造販売事業は全てB型事業所が行うものとし、そこに関わる障害者が過半数であることによる免除制度を利用していく予定である。

上野：風音はそれを利用して税金は払っていない。税理士が府や市に話していると思う。

平野：税理士に相談したい。

※下線部分は提案に対する補足や意見

議長は、以上をもって総会に関するすべての議事を終了した旨を述べ、議長の任を解いた。

最後に理事長が総会の閉会宣言を行った。

以上、この議事録が正確であることを証します。

議 長 河前雄也 ⑩

議事録署名人 平野功 ⑩

議事録署名人 中村里美 ⑩